

第3回 京都市地域コミュニティ活性化検討委員会 摘録

- 1 日 時 平成23年2月28日（月） 午後6時30分～午後9時
- 2 場 所 職員会館かもがわ 3階 大多目的室
- 3 概 要

はじめに、事務局から「条例に盛り込むべき基本的事項」について、資料に基づき説明し、意見交換を行った。

(1) 条例の構成や考え方について

○ 事務局

「負荷を与える」という表現がマイナスイメージであり、前向きな表現に変えられないか。

○ 乾委員長

イメージが悪いのなら、この項目は削除してもよい。

(2) 前文について

○ 事務局

前文は長過ぎる。地域住民の役割を条文に入れたので、整合性も取れていない。

○ 乾委員長

後ろから三つ目と四つ目の段落を削除することにする。

(3) 条例の名称について

○ 事務局

市民の役割が入ったことにより、地域コミュニティ活性化を支援するだけの条例ではなくなったので、条例の名称からも「支援」は削除すべきではないか。

○ 乾委員長

市民の役割については、市や事業者が支援する際の住民の立ち位置を示しているものであり、「支援」の文言はぜひ入れたい。

○ 中嶋委員（西野学区自治連合会副会長）

「支援」を入れると、支援することが強調されるので入れるべきではない。地域コミュニティを活性化することが目的の条例ではないのか。

○ 高橋委員（京都市地域女性連合会常任委員）

「支援」を入れると、地域住民は何もしなくても、市から何かしてもらえ、と解釈されるのでは。

○ 高奥委員（紫竹学区自治連合会会長）

地域住民は自発的な活動を行う際に、市がそれを支援するということを示すためにも「支援」は入れたほうがいい。

○ 井上副委員長（龍谷大学地域人材公共政策開発システム オープン・リサーチ・センター 博士研究員）

目指すのは、地域コミュニティの活性化であるため、「支援」は入れるべきではない。

○ 乾委員長

「活性化条例」という名称は反対である。「活性化推進条例」はどうか。

○ 大島副委員長（京都マンション管理評価機構 事務局次長）

「京都市地域コミュニティ活性化の推進・支援に関する条例」としてはどうか。

(4) 「6 市民の役割」について

○ 乾委員長

案1と案3は地域組織についての記載がないため「努める」としているが、案2は地域組織への加入について記載しているため、「努める」にはできない。

○ 高奥委員

地域組織で頑張っている我々は、案2の文言がほしい。

○ 乾委員長

案3はそのまま(1)として記載し、案1と案2を合わせて文言を整理し、(2)として記載して欲しい。

(5) 「8 地域の活動を支援するために」について

○ 乾委員長

対象となる組織の記載が具体的過ぎる。もっと幅広く解釈できるようにしておき、具体的には計画に盛り込むという整理をした方がいい。

各項目については、幅広く読み取れるように、1行くらいで記載した方がよいのではないか。

(6) 「13の(3) 地域情報の交流を促進する仕組み」について

○ 事務局

「地域自治を担う住民組織への住宅の供給計画の説明」については、中高層条例と内容が重複するのではないか。

○ 田中委員（元京都市景観・まちづくりセンター まちづくりコーディネーター、現 福井大学教育地域科学部助教）

中高層条例では、建築主は、供給計画について、近隣住民には説明を義務付け、周辺住民には求めに応じて説明を行うこととしている。学区単位のような広範囲は対象とならないため、それをこの条例で規定できればいいと思う。

○ 大島副委員長

中高層条例では、説明の対象は近隣住民であり、この条例では、地域自治を担う住民組織が対象であるため、重複はしないのではないか。

○ 乾委員長

この項目は、「地域自治を担う住民組織」を計画説明の対象としている点が中高層条例とは違う。マンション建設時等に地域自治を担う住民組織が事業者ときちんと話ができることが大事である。今回の条例の核となる部分である。

「供給計画」という文言がわかりにくいのであれば、文言を調整すればよい。

6 今後の進め方について

本日の議論を反映して修正し、委員に確認いただき、3月4日（金）に市長へ提言を提出する。

3月下旬に第4回検討委員会を開催し、条例の推進計画に盛り込むべき事項について検討する。